

報酬等に関する規程

第1条（目的）

この規程は一般社団法人全日本大学ソフトボール連盟（以下「本連盟」という）本会の役員他会員が会務に従事した場合の報酬及び費用弁償の基本的事項について定めることを目的とする。

第2条（対象）

この規程の適用の対象は、次に掲げる活動をいう。

- (1) 役員が、定款第23条及び24条に定める職務を執行し、又は理事会が特に必要と認める業務に参加すること。
- (2) 役員が、外部組織との会議他連絡調整等のために会長の命を受けて出張すること。
- (3) その他理事会が特に報酬の支払い及び費用弁償することを承認して行う事業等に参加すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、原則として報酬の支払い及び費用弁償の対象としない。

- (1) 本連盟の構成員としてではなく、単なる傍観者として参加する場合
- (2) 本連盟以外から報酬、謝礼又は費用弁償を受けられる場合
- (3) その他あらかじめ報酬の支払い及び費用弁償の対象としない旨告知された事業に参加する場合

第3条（報酬）

前条の場合に支給する報酬の額は、以下の通りとする。

- (1) 専務理事、事務局長に対する報酬について
専務理事、事務局長には月5万円支給する。
- (2) 学生に対する報酬について
個人の場合一律2千円、団体（チーム）の場合一団体に対して一日2万円、半日の場合1万円支給する。
- (3) 第2条第1項（3）により、理事会が必要と認めた場合の報酬について
理事会で決定した金額を支給する。

第4条（費用弁償）

この規程によって弁償を受けることができる費用は、予算の範囲内において、次に定めるものに限る。

- (1) 会務に従事するために要する交通費（以下「交通費」という）の実費
- (2) 会務に従事するために要する宿泊費（以下「宿泊費」という）。

- (3) 会務に従事するために必要な食事代等（以下「日当」という）。
- (4) その他の経費で、理事会が特に必要と認めたもの。

第5条（交通費）

各役員の居住地から開催地までの往復運賃を支給する。

2 鉄道運賃については、原則普通運賃とするが、片道 70km 以上の移動に対しては急行または特別急行（新幹線を含む）及び座席指定を利用することができる。原則、運賃領収書または使用済み切符に基づいて実費精算する。

3 航空運賃は鉄道による移動時間が 4 時間を超える場合及び緊急を要する場合には飛行機の利用を認め、ただし、運賃領収書に基づいて実費精算する。

4 車での移動は、50km 未満は「15 円/km」 高速代は支給しない。50km 以上は「15 円/km」 高速代を支給する。いずれも駐車料金を支給する。

第6条（宿泊費）

宿泊費は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- (1) 複数日にわたって会務に従事するために宿泊の必要がある場合
- (2) 前号以外で、理事会が必要と認めた場合

2 支給額は、宿泊に要した実費とし、1泊あたり 1 万円を上限とする。ただし、あらかじめ主催者等から宿泊場所・宿泊費を指定された場合は、それに従うものとする。

第7条（日当）

日当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- (1) 社員総会、理事会に参加した社員や理事に支給する。
- (2) 担当理事が事前申請を行い、開催が認められた各種委員会の参加者に支給する。
- (3) 代表チームの引率等をする場合に支給する。
- (4) その他、理事会が認めた場合に支給する。

2 支給額は一日あたり 3 千円とする。

第8条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第9条（規程の改廃）

この規程の改廃は、社員総会で決議する。

<附則>

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する